平成２５年度

根室市健全化判断比率等の審査意見

根　室　市　監　査　委　員

目　　次

１．審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２．審査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
３．審査の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
４．審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
５．審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅰ．財政の健全性に関する比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）健全化判断比率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
ア．実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
イ．連結実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
ウ．実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
エ．将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（２）公営企業会計に係る資金不足比率の状況・・・・・・・・・・・・・　4
ア．港湾整備事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
イ．水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
ウ．下水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
エ．市立根室病院事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
Ⅱ．各比率の算定式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
Ⅲ．健全化判断比率等についての意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

資料

・健全化判断比率審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
・資金不足比率審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
・算定式　　実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
連結実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
資金不足比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

平成２５年度根室市健全化判断比率等の審査意見

１．審査の対象

健全化判断比率

・実質赤字比率

・連結実質赤字比率

・実質公債費比率

・将来負担比率

資金不足比率

審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

２．審査の期間

平成２６年７月２２日から平成２６年８月２９日まで

３．審査の手続

審査にあたっては、市長から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の規定に従い作成され、比率の対象となる会計の実質赤字の額（公営企業にあっては資金不足の額)、公債費及び将来負担の状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、各会計の決算書や決算統計をはじめ関係諸帳簿及び証拠書類との突合、検算等を実施した。

次に、連結して審査の対象となる会計間において計数の不整合が無いかを確認するため分析を行い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第２２条の趣旨にのっとって比率が算定されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

４．審査の結果

審査に付された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより作成されていると認められる。

審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものは無かった。審査の対象となる比率の概要及び意見並びに前年度比率との比較は次のとおりである。

５．審査意見書

別紙のとおり（平成２６年９月　５日付提出）

Ⅰ．財政の健全性に関する比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定された各比率については、平成１９年度の決算審査から監査委員の意見を付すことが義務付けられた。

また、早期健全化及び財政再生の計画策定義務に係る規定は、平成２０年度決算から適用されることとなり、各比率が適正であるかの判断の基準として、早期健全化基準及び財政再生基準を使用した。

（１）健全化判断比率の状況

健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４比率からなっており、それぞれの比率の状況及び前年度比率との比較は、次のとおりである。

ア．実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（本市においては一般会計及び農業用水事業特別会計並びに流通加工センター汚水処理事業特別会計をいう。以下同じ。）を対象とし、実質赤字の額の標準財政規模に対する比率である。

本市の一般会計等に実質赤字の額は無いため、当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。

また、前年度も実質赤字の額は無かったため、比率は「－」となっている。

なお、当該比率の早期健全化基準は１３．４２％、財政再生基準は２０％となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	平成２５年度	平成２４年度	比　較
実質赤字比率	－	－	－
早期健全化基準	１３．４２	１３．４０	
財政再生基準	２０．０	２０．０	

イ．連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等、特別会計（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計をいう。以下同じ。）及び公営企業会計（地方公営企業法適用企業に係る特別会計及び地方公営企業法非適用企業に係る特別会計をいう。以下同じ。）を対象とし、連結実質赤字額（公営企業会計にあっては資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

本市の一般会計等、特別会計及び公営企業会計に実質赤字の額（公営企業会計にあっては資金不足の額）は無いため、当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。

また、前年度も全ての会計で実質赤字の額（公営企業会計にあっては資金不足の額）は無かったため、比率は「－」となっている。

なお、当該比率の早期健全化基準は１８．４２％、財政再生基準は３０％となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	平成２５年度	平成２４年度	比　　較
連結実質赤字比率	－	－	－
早期健全化基準	１８．４２	１８．４０	
財政再生基準	３０．０	３０．０	

ウ．実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等、特別会計、公営企業会計及び一部事務組合等（本市においては北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道後期高齢者医療広域連合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村備荒資金組合である。以下同じ。）を対象とし、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の額の標準財政規模に対する比率である。

当該比率は８．３％となっている。

また、前年度に比較して１．７ポイント低下しているが、これは本比率算定の分母となる標準財政規模が減少したものの、一般会計等において市債の発行を抑制してきたことにより公債費に充当する一般財源が減少したほか、公営企業会計においても市立根室病院事業会計を除いて市債の発行を抑制していることや、借換債の発行による利子負担の軽減等により、本比率算定の際の準元利償還金として捉えることとなっている「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」が減少したこと等が主な要因である。

なお、当該比率の早期健全化基準は２５％、財政再生基準は３５％となっている。

また、一部事務組合等が起こした地方債の償還金に係る負担額は無いものである。

（単位：％、ポイント）

区　　分	平成２５年度	平成２４年度	比　　較
実質公債費比率	８．３	１０．０	△１．７
（単年度実質公債費比率）	(H25：　5.97020)	(H24：　9.55818)	
	(H24：　9.55818)	(H23：　9.40593)	
	(H23：　9.40593)	(H22：11.11325)	
早期健全化基準	２５．０	２５．０	
財政再生基準	３５．０	３５．０	

エ．将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等、特別会計、公営企業会計、一部事務組合等及び地方公社等（本市においては根室市土地開発公社である。）を対象とし、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模に対する比率である。

当該比率は１０４．０％となっている。

また、前年度に比較して８．２ポイント低下しているが、これは一般会計等において市債の発行を抑制してきたことによる「地方債の現在高」の減少に加え、「公営企業債等繰入

見込額」や「退職手当支給予定額に係る負担見込額」などの減少したこと等が主な要因である。

なお、当該比率の早期健全化基準は３５０％となっている（当該比率について財政再生基準は定められていない。）。

将来負担額の大きな要素として挙げられるのは、「地方債の現在高」、「公営企業債等繰入見込額」及び「退職手当支給予定額に係る負担見込額」である。

（単位：％、ポイント）

区　　分	平成２５年度	平成２４年度	比　較
将来負担比率	１０４．０	１１２．２	△８．２
早期健全化基準	３５０．０	３５０．０	

（２）公営企業会計に係る資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するものであり、一般会計等の実質赤字比率に相当するものとなっている。算定された各会計の資金不足の額は連結実質赤字額の算定に反映している。

なお、公営企業会計ごとに算定する資金不足比率は、対象となる公営企業会計ごとに審査し、それぞれの比率の状況及び前年度比率との比較は、次のとおりである。

当該比率の経営健全化基準は２０％となっている（当該比率について財政再生基準は定められていない。）。

○法適用企業

ア．港湾整備事業会計

本会計には資金不足の額は無く当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。また、前年度も資金不足の額は無かったため、比率は「－」となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	平成２５年度	平成２４年度	比　較
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	２０．０	２０．０	

イ．水道事業会計

本会計には資金不足の額は無く当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。また、前年度も資金不足の額は無かったため、比率は「－」となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	平成２５年度	平成２４年度	比　較
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	２０．０	２０．０	

ウ．下水道事業会計

本会計には資金不足の額は無く当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。
また、前年度も資金不足の額は無かったため、比率は「－」となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	平成２５年度	平成２４年度	比　較
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	２０．０	２０．０	

エ．市立根室病院事業会計

本会計には資金不足の額は無く当該比率には該当せず、比率は「－」で表現されている。
また、前年度も資金不足の額は無かったため、比率は「－」となっている。

（単位：％、ポイント）

区　　分	平成２５年度	平成２４年度	比　較
資金不足比率	－	－	－
経営健全化基準	２０．０	２０．０	

Ⅱ．各比率の算定式

別紙資料のとおり

Ⅲ．健全化判断比率等についての意見

健全化判断比率等について審査したところ、本市においては早期健全化の対象となる基準値を超える比率は皆無であった。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」適用前の平成１９年度は、市立根室病院事業会計に資金不足の額があり、当該会計の資金不足比率が「経営健全化団体」の基準を超過していたところであるが、平成２０年度限りの措置であった国の公立病院特例債を活用したことにより、資金不足の額は無くなり、前年度も全ての会計で比率が基準内となっていたところである。

しかし、これは市立根室病院事業会計の経営状況が好転しているものではなく、公立病院特例債の活用により一時的に本制度の適用が回避されたに過ぎず、公立病院特例債の償還年数は７年と短期であり、今後の償還が市立根室病院事業会計及び一般会計に大きな負担となるものである。さらには、平成２２年度から４ヶ年計画で進められていた新市立根室病院の建設が平成２５年度に完了したところであるが、多額の起債の償還が将来の大きな負担となることは明白である。

従って、健全化判断比率等は平成２５年度においては全て基準内に収まっているものの、中・長期的にみると財政状況が更に厳しさを増し、歯止めのかからない人口減少や市中及び国内外の景気動向等の変動により、場合によっては危機的な財政状況に陥ることも予想されることから、全会計を通じて常に的確な財政の将来見通しをたて、健全財政が維持されるよう切に望むものである。

別　紙

根　監　第　８０　号
平成２６年９月　５日

根室市長　長谷川　俊　輔　様

根室市監査委員　宮　野　洋　志

根室市監査委員　波　多　雄　志

平成２５年度根室市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により平成２５年度決算における健全化判断比率の審査をした結果、別紙のとおり意見を提出します。

別　紙

平成２５年度根室市健全化判断比率審査意見書

１．審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

２．審査の期間

平成２６年７月２２日から平成２６年８月２９日まで

３．審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４．審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

健全化判断比率	平成２５年度	早期健全化基準
実質赤字比率	―	１３．４２
連結実質赤字比率	―	１８．４２
実質公債費比率	８．３	２５．０
将来負担比率	１０４．０	３５０．０

別　紙

根　監　第　８１　号
平成２６年９月　５日

根室市長　長谷川　俊　輔　様

根室市監査委員　宮　野　洋　志

根室市監査委員　波　多　雄　志

平成２５年度根室市各公営企業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により平成２５年度決算における資金不足比率の審査をした結果、別紙のとおり意見を提出します。

別　紙

平成２５年度根室市各公営企業会計資金不足比率審査意見書

１．審査の対象
　資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

２．審査の期間
　平成２６年７月２２日から平成２６年８月２９日まで

３．審査の概要
　この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４．審査の結果
　審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

比　率　名	会　　計　　名	平成２５年度	経営健全化基準
資金不足比率	根室市港湾整備事業会計	－	２０．０
	根室市水道事業会計	－	２０．０
	根室市下水道事業会計	－	２０．０
	市立根室病院事業会計	－	２０．０

平成25年度　健全化判断比率及び資金不足比率の状況

$$\boxed{\text{実質赤字比率}} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

・標準財政規模：標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税

※標準税収入額：（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×（100／75）＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税

◇計算式（単位：千円・%）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\underbrace{312{,}698}_{\text{一般会計の実質収支}} + \underbrace{0}_{\text{汚水会計の実質収支}} + \underbrace{1{,}362}_{\text{農水会計の実質収支}}}{\underbrace{9{,}501{,}515}_{\text{標準財政規模}}} = \boxed{-3.30}$$

※実質赤字比率がマイナス（－）になっているのは、黒字決算となっていることによるものである。

$$\boxed{\text{連結実質赤字比率}} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・イとロの合計額（赤字）がハとニの合計額（黒字）を超える場合の当該超える額

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の実質黒字の合計額

・標準財政規模：標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税

※標準税収入額：（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×（100／75）＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税

◇計算式（単位：千円・％）

一般会計の実質収支		汚水会計の実質収支		農水会計の実質収支		交通会計の実質収支		国保会計の実質収支		介護会計の実質収支
312,698	＋	0	＋	1,362	＋	3,751	＋	3,845	＋	52,281
後期会計の実質収支		水道会計の資金剰余		下水道会計の資金剰余		病院会計の資金剰余		港湾会計の資金剰余		合　計
＋ 9,465	＋	359,530	＋	106,605	＋	0	＋	475,419	＝	1,324,956

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{1{,}324{,}956}{\underset{\text{標準財政規模}}{9{,}501{,}515}}$$

$$= \boxed{-13.94}$$

$$\text{実質公債費比率（3ヵ年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ⇒ 該当なし

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 該当なし

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

・標準財政規模：標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税

※標準税収入額：（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×（100／75）＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税

◇計算式（単位：千円・％）

	地方債の元利償還金		準元利償還金		特定財源		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
平成23年度	（ 2,117,911	＋	712,347 ）－（		397,007	＋	1,673,171 ）
平成24年度	（ 2,090,138	＋	643,415 ）－（		330,971	＋	1,640,190 ）
平成25年度	（ 1,869,681	＋	511,675 ）－（		359,481	＋	1,546,973 ）

実質公債費比率 ＝

平成23年度	9,754,028	－	1,673,171
平成24年度	9,616,521	－	1,640,190
平成25年度	9,501,515	－	1,546,973
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

	単年度		3ヵ年平均
平成23年度	9.40593		
＝ 平成24年度	9.55818	＝	8.3
平成25年度	5.97020		

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

・標準財政規模：標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税

※標準税収入額：（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×（100／75）＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税

◇計算式（単位：千円・%）

$$\text{将来負担額} = \frac{\overbrace{\underbrace{20{,}880{,}912}_{\text{地方債の現在高}} + \underbrace{228{,}421}_{\text{債務負担行為に基づく支出予定額}} + \underbrace{6{,}036{,}056}_{\text{公営企業債等繰入見込額}} + \underbrace{3{,}927{,}978}_{\text{退職手当負担見込額}} + \underbrace{0}_{\text{連結実質赤字額}}}^{\text{将来負担額}} - (\underbrace{3{,}194{,}521}_{\text{充当可能基金額}} + \underbrace{4{,}476{,}210}_{\text{特定財源見込額}} + \underbrace{15{,}124{,}714}_{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}})}{\underbrace{9{,}501{,}515}_{\text{標準財政規模}} - \underbrace{1{,}546{,}973}_{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}}$$

$$= \boxed{104.0}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある ⇒ 港湾会計

・事業の規模：営業収益の額－受託工事収益の額

◇計算式（単位：千円・%）

資金不足比率 ＝ （資金の不足額）

	流動負債		建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高		流動資産		土地評価差額（港湾会計のみ）		解消可能資金不足額
水道会計	342,676	＋	0	－	702,206				
下水道会計	55,127	＋	0	－	161,732			－	
病院会計	386,149	＋	299,400	－	533,617			－	299,400
港湾会計	12,920	＋	0	－（	709,460	－	221,121	）	

÷（事業の規模）

	営業収益の額		受託工事収益の額
水道会計	722,819	－	889
下水道会計	487,718	－	0
病院会計	2,555,643	－	0
港湾会計	217,823	－	0

水道会計	−49.8%
下水道会計	−21.9%
病院会計	—
港湾会計	−218.3%

水道会計、下水道会計、病院会計、港湾会計 ＝ 資金不足額なし